

# 不妊・不育に関する治療費等助成事業の実施一覧

令和6年9月1日現在

市町村	不妊治療					不育症	
	一般不妊治療	生殖補助医療	先進医療	男性不妊	自由診療 (保険適用外)	治療	検査
岡山市						○	○
倉敷市※						○	○
津山市	○	○	○	○	○	○	
玉野市	○	○		○		○	○
笠岡市						○	○
井原市						○	
総社市			○	○	○	○	
高梁市		○		○		○	
新見市				○	○	○	○
備前市	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸内市						○	
赤磐市						○	○
真庭市	○	○	○	○	○	○	
美作市	○	○		○	○	○	○
浅口市						○	
和気町						○	
早島町						○	○
里庄町					○		
矢掛町							
新庄村					○		
鏡野町	○	○	○	○	○	○	
勝央町						○	
奈義町	○	○	○	○	○	○	
西粟倉村	○	○	○			○	
久米南町						○	
美咲町			○	○	○	○	○
吉備中央町				○	○		
岡山県							○

倉敷市の不育症治療については令和6年10月1日から開始（令和6年4月1日分から遡って助成）

市町村 不妊治療助成事業

	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
岡山市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
	5 自由診療 (保険適用外)			
	6 不育症検査			
	医療保険適用外の検査 治療の申請回数と合わせて通算6回まで(年度内の上限なし)/1回につき300,000円上限	(一社)日本生殖医学会認定の生殖専門医が行うもの	・検査を行った期間及び申請日に岡山市に住民登録があること ・妻の年齢が43歳未満であること ・岡山市税を完納していること	<a href="https://www.city.okayama.jp/kurashi/00023658.html">https://www.city.okayama.jp/kurashi/00023658.html</a>
	7 不育症治療			
医療保険適用外の治療 検査の申請回数と合わせて通算6回まで(年度内の上限なし)/1回につき300,000円上限	(一社)日本生殖医学会認定の生殖専門医が行うもの	・治療を行った期間及び申請日に岡山市に住民登録があること ・妻の年齢が43歳未満であること ・岡山市税を完納していること	<a href="https://www.city.okayama.jp/kurashi/00023658.html">https://www.city.okayama.jp/kurashi/00023658.html</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				
(令和6年4月1日から開始) 倉敷市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	実施なし			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	実施なし			
	3 先進医療			
	実施なし			
	4 男性不妊治療			
	実施なし			
5 自由診療 (保険適用外)				
実施なし				
6 不育症検査				
流産検体を用いた遺伝子検査(自己負担の7割(千円未満切り捨て) 1年/1回につき60,000円上限	実施医療機関として厚生労働省に届け出した医療機関	・2回以上の流産、死産の既往があること ・申請日時点で、倉敷市に住所を有すること	<a href="https://www.city.kurashiki.okayama.jp/37902.htm">https://www.city.kurashiki.okayama.jp/37902.htm</a>	
7 不育症治療				
医療保険各法の規定による給付が適用されない不育症治療 1年/1回につき300,000円上限/通算制限なし	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医	・2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること ・治療を開始した日の属する年度の4月1日において、年齢が43歳未満の女性又はその配偶者であること ・申請日時点で、夫婦のいずれかが倉敷市に住所を有すること	<a href="https://www.city.kurashiki.okayama.jp/37902.htm">https://www.city.kurashiki.okayama.jp/37902.htm</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				
実施なし				
津山市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	タイミング法や人工授精について (自己負担の1/2、1,000円未満は切り捨て) 1年度当たり40,000円上限/1子当たり120,000円限度		1子当たり3回まで	<a href="https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7583">https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7583</a>
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	(自己負担の1/2、1,000円未満は切り捨て) 1回の治療当たり90,000円上限		1子当たり6回まで〔3.先進医療、5.自由診療(保険適用外)も含めた回数〕	<a href="https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7583">https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7583</a>
	3 先進医療			
	保険適用診療と併用される先進医療に限る (自己負担の1/2、1,000円未満は切り捨て) 1回の治療当たり120,000円上限		1子当たり6回まで〔2.保険適用(生殖補助医療)、5.自由診療(保険適用外)も含めた回数〕	<a href="https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7583">https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7583</a>
	4 男性不妊治療			
	5 自由診療 (保険適用外)			
1回の治療当たり200,000円上限		1子当たり6回まで〔2.保険適用(生殖補助医療)、3.先進医療も含めた回数〕	<a href="https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7583">https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7583</a>	
6 不育症検査				
7 不育症治療				
医療保険適用外の不育症治療に限る (受診証明書に記載の金額の1,000円未満切り捨て) 1人当たり1年度300,000円上限、通算1,500,000円限度			<a href="https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7584">https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7584</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				

	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
玉野市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	保険診療の自己負担額の2分の1を助成 同一年度内における助成金の上限は夫婦1組につき12万円とする。 ・年度/12万円(他との併用・合算額) ・回数上限なし	特になし (産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関であり、かつ、当該医療機関が診療を行うに当たって、厚生労働省が示す必要な基準を満たした施設)	・助成金の申請の日において、夫婦(法律上の婚姻関係を有する者のみならず、事実婚関係にある者も対象とする。)のいずれかが本市に住所を有すること ・助成金の申請の日において、夫婦ともに玉野市税の滞納がないこと ・類似する他の制度及び他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定でないこと	<a href="https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/42/16073.html">https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/42/16073.html</a>
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	保険診療の自己負担額の2分の1を助成 同一年度内における助成金の上限は夫婦1組につき12万円とする。 ・年度/12万円(他との併用・合算額) ・回数上限なし	同上	同上	同上
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
	保険診療の自己負担額の2分の1を助成 同一年度内における助成金の上限は夫婦1組につき12万円とする。 ・年度/12万円(他との併用・合算額) ・回数上限なし	同上	同上	同上
	5 自由診療 (保険適用外)			
6 不育症検査				
健康保険が適用される不育症検査 保険診療の自己負担額の2分の1を助成 同一年度内における助成金の上限は夫婦1組につき12万円とする。 ・年度/12万円(他との併用・合算額) ・回数上限なし	同上	同上	同上	
7 不育症治療				
健康保険が適用される不育症治療 保険診療の自己負担額の2分の1を助成 同一年度内における助成金の上限は夫婦1組につき12万円とする。 ・年度/12万円(他との併用・合算額) ・回数上限なし	同上	同上	同上	
8 その他不妊治療に関する助成				
笠岡市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	実施なし			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	実施なし			
	3 先進医療			
	実施なし			
	4 男性不妊治療			
	実施なし			
5 自由診療 (保険適用外)				
実施なし				
6 不育症検査				
不育症治療として、検査のみも対象。	社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関			
7 不育症治療				
・費用の1/2以内。15万円/回を限度 ・年度を問わず6回まで ・一対象者90万円を限度	社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦のいずれか一方が交付申請日において、本市に1年以上住所を有すること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと	<a href="http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/24/1982.html">http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/24/1982.html</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				
実施なし				
井原市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
5 自由診療 (保険適用外)				
6 不育症検査				
7 不育症治療				
1回あたり30万円限度/1対象者につき3回まで。 ※医療機関において不育症と診断された者が受ける治療行為で、保険対象外の治療費。ただし、医療保険の対象とならない入院時の差額ベッド代や食事代等直接治療に関係ない費用は除く。	生殖医療専門医の所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関		<a href="https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/19/1223.html">https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/19/1223.html</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				

	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
総 社 市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	3 先進医療			
	生殖補助医療と併用される先進医療に限る 治療費等(保険適用外)額の10分の7(1,000円未満切り捨て) 1回につき10万上限 助成回数制限(初めて助成を受ける治療開始日における妻の年齢) ・40歳未満:6回 ・40歳以上43歳未満:3回	生殖補助医療の保険診療と併用可能な先進医療の実施医療機関のうち、厚生労働省が承認している医療機関で治療を受けた場合に限る	・生殖補助医療(体外受精・顕微授精)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。 ・生殖補助治療の開始日において夫婦(事実婚含む)であること。 ・生殖補助治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。 ・助成金の申請日において、夫婦の両者が本市に1年以上継続して住所を有していること。 ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。	<a href="https://www.city.soja.okayama.jp/kodomo/kosodate_kyouiku/akachan_kodomo/nins_in_shusan/funin_fuiku-jyosei.html">https://www.city.soja.okayama.jp/kodomo/kosodate_kyouiku/akachan_kodomo/nins_in_shusan/funin_fuiku-jyosei.html</a>
	4 男性不妊治療			
	3先進医療、5自由診療(保険適応外)について、男性不妊治療をした場合も含まれる。			
	5 自由診療 (保険適用外)			
	生殖補助医療と併用される先進医療に限る 全額自己負担(自由診療)額に10分の7(1,000円未満切り捨て) 1回につき20万上限 助成回数制限(初めて助成を受ける治療開始日における妻の年齢) ・40歳未満:6回 ・40歳以上43歳未満:3回	(社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医を有する指定医療機関又は同等の能力を有する医療機関に限る。	・生殖補助医療(体外受精・顕微授精)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。 ・生殖補助治療の開始日において夫婦(事実婚含む)であること。 ・生殖補助治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。 ・助成金の申請日において、夫婦の両者が本市に1年以上継続して住所を有していること。 ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。	<a href="https://www.city.soja.okayama.jp/kodomo/kosodate_kyouiku/akachan_kodomo/nins_in_shusan/funin_fuiku-jyosei.html">https://www.city.soja.okayama.jp/kodomo/kosodate_kyouiku/akachan_kodomo/nins_in_shusan/funin_fuiku-jyosei.html</a>
6 不育症検査				
7 不育症治療				
1回10万円(1,000円未満切り捨て) 一対象5回を限度(通算年度は問わない)	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖専門医が所属する医療機関	・不育治療期間開始から申請に至るまでの間、夫婦が共に本市に住所を有していること。 ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。 ・不育治療の一環として	<a href="https://www.city.soja.okayama.jp/kodomo/kosodate_kyouiku/akachan_kodomo/nins_in_shusan/funin_fuiku-jyosei.html">https://www.city.soja.okayama.jp/kodomo/kosodate_kyouiku/akachan_kodomo/nins_in_shusan/funin_fuiku-jyosei.html</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				
高 梁 市	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	生殖補助医療に要した費用の1/2の額 6回/100,000円上限(妻の年齢40歳未満) 3回/100,000円上限(妻の年齢40歳以上43歳未満)	保険適用されている生殖補助医療を保険診療として実施している保険医療機関	・助成対象者及びその配偶者が本市に1年以上住所を有していること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・第3者から提供を受けた精子、卵子若しくは胚による体外受精・顕微授精ではないこと、又は第3者による妊娠及び出産を目的とするものではないこと ・他の自治体から同様の助成を受けていない、又は受ける予定ではないこと	<a href="https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/15/hunin777.html">https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/15/hunin777.html</a>
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
	2 保険適用 (生殖補助医療)と併せて申請			
	5 自由診療 (保険適用外)			
6 不育症検査				
7 不育症治療				
費用の1/2 1年度/300,000円上限 対象者の総額の限度額はなし	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関	保険適用にならない治療 ・法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上婚姻関係にある方 ・申請日において、夫婦のどちらとも本市に1年以上住所を有する子と ・妻の年齢が43歳未満であること ・夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと ・他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定でないこと	<a href="https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/15/hunin9.html">https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/15/hunin9.html</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				

	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
新見市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	なし			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	なし			
	3 先進医療			
	なし			
	4 男性不妊治療			
	年度/回/治療費等の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)/通算制限なし	公益社団法人日本産科婦人科学会登録施設のうち、体外受精・胚移植及び顕微授精に関する登録がある医療機関	無精子症の治療として行われる精巣内精子生検採取法、精巣上体精子吸引採取法等、精巣または精巣上体から直接精子を採取する治療が対象	https://www.city.nimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/1216.html
5 自由診療 (保険適用外)				
年度/回/治療費等の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)/通算制限なし	公益社団法人日本産科婦人科学会登録施設のうち、体外受精・胚移植及び顕微授精に関する登録がある医療機関	特定不妊治療(体外受精および顕微授精)において保険適用とならない方が対象	https://www.city.nimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/1216.html	
6 不育症検査				
年度/回/治療費等の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)/通算制限なし	社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	医療保険法等の規定による保険給付が適用されない不育治療に関する検査料が対象	https://www.city.nimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/512.html	
7 不育症治療				
年度/回/治療費等の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)/通算制限なし	社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	医療保険法等の規定による保険給付が適用されない不育治療に関する治療費が対象	https://www.city.nimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/512.html	
8 その他不妊治療に関する助成				
なし				
備前市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	タイミング法、薬物療法、手術療法、人工授精等一般的な不妊治療およびこれに係る検査にかかった費用について(自己負担の1/2) 1年度/上限40,000円/通算3年度	産科、婦人科または泌尿器科	・申請日において夫婦いずれか一方が1年以上住民であること ・市民税の滞納がないこと	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/30522.html
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	自己負担額の1/2の額とし、1回につき上限90,000円/通算制限なし	都道府県等指定医療機関	・申請日において夫婦いずれか一方が1年以上住民であること ・市民税の滞納がないこと ・1子ごとに6回まで。ただし、治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは3回まで	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/30522.html
	3 先進医療			
	生殖補助医療と併用される先進医療に限る 自己負担額の1/2の額とし、1回につき上限120,000円/通算制限なし	都道府県等指定医療機関	・申請日において夫婦いずれか一方が1年以上住民であること ・市民税の滞納がないこと ・1子ごとに6回まで。ただし、治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは3回まで	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/30522.html
	4 男性不妊治療			
	自己負担額の1/2の額とし、1回につき上限90,000円/通算制限なし	都道府県等指定医療機関	・申請日において夫婦いずれか一方が1年以上住民であること ・市民税の滞納がないこと ・1子ごとに6回まで。ただし、治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは3回まで	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/30522.html
5 自由診療 (保険適用外)				
混合診療に係る費用とする。 1回につき上限200,000円/通算制限なし	都道府県等指定医療機関	・申請日において夫婦いずれか一方が1年以上住民であること ・市民税の滞納がないこと ・1子ごとに6回まで。ただし、治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは3回まで	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/30522.html	
6 不育症検査				
不育症治療支援事業に含まれる。				
7 不育症治療				
保険給付が適用されない不育治療に要する治療費及び検査料 1回につき上限300,000円	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関または同等の能力を有する医療機関	・法律上の婚姻をして1年以上の夫婦 ・現在の婚姻相手との間に子(養子を除く)がいないこと ・不育治療を開始から申請に至るまでの間、夫婦がともに本市に住所を有していること ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満 ・助成対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/740.html	
8 その他不妊治療に関する助成				
なし				
瀬戸内市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	実施なし			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	実施なし			
	3 先進医療			
	実施なし			
	4 男性不妊治療			
	実施なし			
5 自由診療 (保険適用外)				
実施なし				
6 不育症検査				
実施なし				
7 不育症治療				
・30万円/年度を限度 ・一対象者の年齢・回数・総額の限度なし ・医療保険各法の規定による保険給付が適用されない不育治療に要した費用(ただし、入院時の差額ベッド代その他の治療に直接関係のない費用を除く。)	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・妻が交付申請日において本市に1年以上住所を有すること ・夫婦に市税の滞納がないこと ・(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関において当該専門医により不育症と診断され、その治療を受けていること ・不育治療が終了した日の属する年度の末日までに交付申請を行うこと	https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/20/1619.html	
8 その他不妊治療に関する助成				
なし				

	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
赤磐市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
	5 自由診療 (保険適用外)			
	6 不育症検査			
	今後の不育症治療のために必要な流産検体の染色体検査は、助成対象とする。ただし、岡山県不育症検査費用助成事業実施要綱の規定による助成を受けた金額分を除く。	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	法律上の婚姻をしている夫婦 交付申請日において、夫婦がともに本市に1年以上住所を有していること 対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと	<a href="https://www.city.akaiwa.lg.jp/kosodate/ninshinshus-san/2906.htm">https://www.city.akaiwa.lg.jp/kosodate/ninshinshus-san/2906.htm</a>
	7 不育症治療 費用の7/10、1年/300,000円上限/通算5か年度まで医療保険適用外の不育症治療等にかかった費用を助成対象とする。	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	法律上の婚姻をしている夫婦 交付申請日において、夫婦がともに本市に1年以上住所を有していること 対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと	<a href="https://www.city.akaiwa.lg.jp/kosodate/ninshinshus-san/2906.htm">https://www.city.akaiwa.lg.jp/kosodate/ninshinshus-san/2906.htm</a>
	8 その他不妊治療に関する助成			
真庭市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	1年度/200,000円上限		・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者 ・医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者	<a href="https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html">https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html</a>
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	1年度/200,000円上限		・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者 ・医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者	<a href="https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html">https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html</a>
	3 先進医療			
	1年度/200,000円上限		・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者 ・医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者	<a href="https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html">https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html</a>
	4 男性不妊治療			
	1年度/200,000円上限		・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者 ・医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者	<a href="https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html">https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html</a>
	5 自由診療 (保険適用外)			
1年度/200,000円上限		・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者 ・医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者	<a href="https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html">https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html</a>	
6 不育症検査				
なし				
7 不育症治療				
保険適用外部分に限る 1年度/300,000円上限	(一社)日本生殖医学会が認定した生	・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者 ・日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、治療を受けた者	<a href="https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/1996.html">https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/1996.html</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				
なし				

	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
美作市	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	1年/助成回数は制限なし/上限5万円 ※他市町村から助成を受けている場合は助成額を差し引いた額を助成する。	限定なし		<a href="https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html">https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html</a>
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	1年/助成回数は制限なし/上限5万円 ※他市町村から助成を受けている場合は助成額を差し引いた額を助成する。	限定なし		<a href="https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html">https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html</a>
	3 先進医療	限定なし		
	4 男性不妊治療			
	<保険適用> 1年/助成回数は制限なし/上限5万円 ※他市町村から助成を受けている場合は助成額を差し引いた額を助成する。 <保険適用外>1年/助成回数は制限なし/上限30万円 ※他市町村から助成を受けている場合は助成額を差し引いた額を助成する。	限定なし		<a href="https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html">https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html</a>
	5 自由診療 (保険適用外)			
1年/助成回数は制限なし/上限30万円 ※他市町村から助成を受けている場合は助成額を差し引いた額を助成する。	限定なし		<a href="https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html">https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/1448693506976.html</a>	
6 不育症検査				
1年/助成回数は制限なし/上限30万円 ※他市町村から助成を受けている場合は助成額を差し引いた額を助成する。	限定なし		<a href="https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/4033.html">https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/4033.html</a>	
7 不育症治療				
1年/助成回数は制限なし/上限30万円 ※他市町村から助成を受けている場合は助成額を差し引いた額を助成する。	限定なし		<a href="https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/4033.html">https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatema-nabi/KekkonSyussanshien/ninshin/4033.html</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				
浅口市	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
	5 自由診療 (保険適用外)			
	6 不育症検査			
	7 不育症治療			
1 対象者150万円を限度に助成	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	・法律上婚姻をして1年以上の夫婦 ・妻が交付申請日において、本紙に1年以上住所を有すること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・他の自治体から同種の助成金を受け取らないこと	<a href="https://www.city.asakuchi.lg.jp/page/2204.html">https://www.city.asakuchi.lg.jp/page/2204.html</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				
和気町	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
	5 自由診療 (保険適用外)			
	6 不育症検査			
	7 不育症治療			
不育治療に係る費用の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じる時は、それを切り捨てた額)1年度あたり30万円を上限、1対象者あたり150万円を限度	あり(社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医がしよそくする医療機関)	・助成金申請日において、町内に1年以上住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦 ・助成金申請日において、対象者及びその属する世帯に町税の滞納がないこと ・夫婦の前年の所得合計が730万未満		
8 その他不妊治療に関する助成				

	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
早島町	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
	5 自由診療 (保険適用外)			
	6 不育症検査			
	7 不育症治療			
	医療保険対象外の不育治療及び検査料に要する費用1回につき費用の1/2 (150,000円上限) 年度を問わず3回まで ※入院時の差額ベッド代や食事代等治療に関係ない費用は除く ※岡山県不育症検査費用助成事業実施要綱の規定による助成を受けた金額は除く	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療開始時に夫婦であること</li> <li>・申請日において、夫婦いずれかが本町に住所を有する夫婦であること</li> <li>・申請日において、対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと</li> <li>・治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満であること</li> <li>・他の市町村から不育治療の助成を受けていないこと。</li> </ul>	<a href="https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/kodomo/gvomu/boshinokenkou/iryouhiosei/1405.html">https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/kodomo/gvomu/boshinokenkou/iryouhiosei/1405.html</a>
8 その他不妊治療に関する助成				
里庄町	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
	5 自由診療 (保険適用外)			
	年齢、治療回数の要件で保険適用とならない体外受精及び顕微授精治療(自己負担の1/2以内) 1回につき200,000円上限/通算制限なし	公益財団法人日本産婦人科学会登録医療機関のうち特定不妊治療に関する登録施設	1子につき10回まで	
	6 不育症検査			
	7 不育症治療			
8 その他不妊治療に関する助成				
矢掛町				
新庄村	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
	5 自由診療 (保険適用外)			
	診療費の補助(年20万円)年度を問わず3回まで	なし	医療保険適用外医療費の50%以内	
	6 不育症検査			
	7 不育症治療			
8 その他不妊治療に関する助成				



	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
鏡野町	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	診察・問診、治療に伴う検査、タイミング療法排卵誘発法、手術、人工授精等に係る自己負担分(国・都道府県から助成を受けている場合はその金額を除く)1年度/300,000円上限/通算5年/他の不妊治療の助成と合算	産科等で不妊治療を行っている医療機関	・法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・申請時に本町に1年以上継続して住所を有すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者	<a href="https://www.town.kagamino.lg.jp/soshiki/26/1002.html">https://www.town.kagamino.lg.jp/soshiki/26/1002.html</a>
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	体外受精又は顕微授精に係る自己負担分(国・都道府県から助成を受けている場合はその金額を除く)1年度/300,000円上限/通算5年/他の不妊治療の助成と合算	日本産婦人科学会ART登録施設	・法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・申請時に本町に1年以上継続して住所を有すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者	同上
	3 先進医療			
	医療保険適用の治療に追加的に実施される治療(先進医療)に係る自己負担分(国・都道府県から助成を受けている場合はその金額を除く)1年度/300,000円上限/通算5年/他の不妊治療の助成と合算	日本産婦人科学会ART登録施設	・法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・申請時に本町に1年以上継続して住所を有すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者	同上
	4 男性不妊治療			
	特定不妊治療の一環として行われる精巣内精子生検採取法及び精巣上体精子吸引採取法等の精巣又は精巣上体から直接精子を採取する方法による不妊治療に係る自己負担分(国・都道府県から助成を受けている場合はその金額を除く)1年度/300,000円上限/通算5年/他の不妊治療の助成と合算	日本産婦人科学会ART登録施設	・法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・申請時に本町に1年以上継続して住所を有すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者	同上
5 自由診療 (保険適用外)				
1、2、4の治療の一環で保険適用外になる治療に係る自己負担分(国・都道府県から助成を受けている場合はその金額を除く)1年度/300,000円上限/通算5年/他の不妊治療の助成と合算				
6 不育症検査				
7 不育症治療				
生殖医療専門医により不育症と診断された者が受ける当該診断に係る保険適用外の治療行為に係る自己負担分(国・都道府県から助成を受けている場合はその金額を除く)1年度/300,000円上限/通算5年	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	・法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・申請時に本町に1年以上継続して住所を有すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者	同上	
8 その他不妊治療に関する助成				
勝央町	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
	1 保険適用 (一般不妊治療)			
	2 保険適用 (生殖補助医療)			
	3 先進医療			
	4 男性不妊治療			
	5 自由診療 (保険適用外)			
	6 不育症検査			
	7 不育症治療			
・1年/30万円上限 ・通算制限なし/通算150万円上限	都道府県等指定医療機関	・他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと ・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者	<a href="http://www.town.shoo.lg.jp/guide/guide01/life05/life0501/817">http://www.town.shoo.lg.jp/guide/guide01/life05/life0501/817</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				

	助成内容	医療機関の限定	その他要件	ホームページアドレス
奈義町	1 保険適用（一般不妊治療）			
	・自己負担額の1/2以内、1年度/1夫婦につき上限20万円 回数、年齢制限無し	一般不妊治療が実施可能な医療機関	・申請日において、夫婦のどちらかが本町に1年以上住所を有すること ・町税の滞納がないこと ・高額療養費の支給が生じる場合は、自己負担額からその金額を除く	
	2 保険適用（生殖補助医療）			
	・同上	同上	同上	
	3 先進医療			
	・5自由診療（保険適用）の【生殖補助医療：併用診療】岡山県が指定する医療機関等	岡山県が指定する医療機関等	同上	
	4 男性不妊治療			
	・2保険適用（生殖補助医療）、5自由診療（保険適用外）を含む	岡山県が指定する医療機関等	同上	
5 自由診療（保険適用外）				
【一般不妊治療の場合】 ・自己負担額の1/2以内、1年度/1夫婦につき上限30万円 回数、年齢制限無し 【生殖補助医療：併用診療（保険適用と先進医療を併用）の場合】 ・自己負担額（合算額）の1/2以内、1年度/1夫婦につき上限20万円 回数、年齢制限無し 【生殖補助医療：混合診療（全額自己負担）の場合】 ・自己負担額の1/2以内、1年度/1夫婦につき上限30万円 回数、年齢制限無し	岡山県が指定する医療機関等	同上		
6 不育症検査				
実施無し				
7 不育症治療				
・1年度/30万円を限度、一対象者/150万円を限度 ・通算5年間まで	（一社）日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	・申請日において、夫婦が本町に住所を有すること ・町税の滞納がないこと	<a href="https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/kosodate_kyouiku_bunka/ninshin_shusan_kosodate/ninshin_shussan/huiku.html">https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/kosodate_kyouiku_bunka/ninshin_shusan_kosodate/ninshin_shussan/huiku.html</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				
西栗倉村	西栗倉村に確認をしてください			
久米南町	1 保険適用（一般不妊治療）			
	なし			
	2 保険適用（生殖補助医療）			
	なし			
	3 先進医療			
	なし			
	4 男性不妊治療			
	なし			
5 自由診療（保険適用外）				
なし				
6 不育症検査				
なし				
7 不育症治療				
・30万円/年度を限度 ・一対象者150万円を限度	（一社）日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦又はいずれか一方が交付申請日において、本町に1年以上住所を有していること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと	<a href="https://www.town.kumenan.lg.jp/living/childcare/ninshin/fuiki_tiryuu.html">https://www.town.kumenan.lg.jp/living/childcare/ninshin/fuiki_tiryuu.html</a>	
8 その他不妊治療に関する助成				
なし				
美咲町	美咲町に確認をしてください			
吉備中央町	1 保険適用（一般不妊治療）			
	補助対象外	なし	ただし、43歳到達以後に治療を開始し、保険適用がされない者に対する治療費については補助の対象とする（年齢を補助対象要件としていないため）	<a href="https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html">https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html</a>
	2 保険適用（生殖補助医療）			
	補助対象外	なし	ただし、43歳到達以後に治療を開始し、保険適用がされない者に対する治療費については補助の対象とする（年齢を補助対象要件としていないため）	<a href="https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html">https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html</a>
	3 先進医療			
	補助対象外	なし	ただし、43歳到達以後に治療を開始し、保険適用がされない者に対する治療費については補助の対象とする（年齢を補助対象要件としていないため）	<a href="https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html">https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html</a>
	4 男性不妊治療			
	保険適用外の治療に対し費用の1/2以内 20万円/回を限度 他の保険適用外の不妊治療と合わせて年度を問わず夫婦で6回まで	なし	保険適用外であること 年齢要件なし	<a href="https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html">https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html</a>
5 自由診療（保険適用外）				
費用の1/2以内 20万円/回を限度 他の保険適用外の不妊治療と合わせて年度を問わず夫婦で6回まで	なし	保険適用外であること 年齢要件なし	<a href="https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html">https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html</a>	
6 不育症検査				
実施なし				
7 不育症治療				
実施なし				
8 その他不妊治療に関する助成				